

# 西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年12月20日(木) 午後7:00 ~

2. 開催場所 西栗倉村役場第一会議室

3. 出席委員

委員	草刈弘幸
	上山光重
	神原秀吾
	萩原眞壽雄
	井上誠
	高木宣美
	小椋義宣
	春名義昭
	春名昌美
	青木英隆
	新田 茂
	野々上良弘

4. 議事日程

第1号議案 農地法第5条による許可申請書について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	上山 隆浩
事務員	豊福 靖宏
事務員	藤川 達也

事務局長

それでは、12月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。本日は会長がお休みですので、副会長の萩原会長代理に進行をお願いしたいと思います。それでは、萩原会長代理よろしくお願いします。

会長代理

それではみなさんこんばんは、寒い中ご苦労様です。今日は先ほど言われまいたように！会長さんが急遽都合が悪いので！よろしくお願いします。という事で職務代理の私の方が進めさせて頂きますのでよろしくお願いします。先月12月の2日3日に視察研修と言う事で島根の浜田町という所に行きましたけど、ここは非常に集落営農で取り組まれてまして、西栗倉の方もわれわれの年代の人が農業を出来なくなったらあんなふう集落営農という形でやっていかな！農地が守れんのんじゃないかな？と思いました。参加された方が7人程だったので寂しかったですが良い勉強になりました。それでは、議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、事務局の方から議題に入らせて頂きます。よろしくお願いします。

#### 議案第1号

農地法第5条による許可申請書についてです。

2ページをご覧下さい。

土地の所在地は

西栗倉村大字■■■■■■■■■■ 登記地目 田 面積■■■■■■■■ m<sup>2</sup>

譲受人 ■■■■■■ 氏

譲渡人 ■■■■■■ 氏

転用目的は宅地です。

3ページが長尾1317番地1の申請書になります。

4ページ目が被害防除計画です。

5ページは転用の事由です。

6ページは転用にかかる譲受人の資金調達計画を証する書類です。

7ページが転用に関する誓約書、

8ページ、9ページが登記記録、

10ページが申請地の地籍図

11ページが申請のあった土地の位置図になります。

12～14ページ目が利用計画図です。

15ページ目が水利組合の承諾書となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いします。

#### 会長代理

はい。それではこの件については青木委員をお願いします。

#### 委員

ぜんぜん聞いてません。わかりませんが、よろしくお願いします。

#### 委員

これは、■■■■さん所の下のところじゃな！！

#### 事務局

そうです。南側の現況は雑種地です。

#### 委員

畑作りよらなんだか？？

#### 事務局

もともと、■■■■さんが西栗倉村内に土地を持ってなかったもので、今住宅の方に住まわられているのですが、住宅ではずまなこともあり、村内で土地をさがしていらっしたそうです。いくつか候補はあったみたいですが、不動産業者をとおして当該農地の話しを進めていらっしたという事です。

この小川さんって！合った事もないけどどんな人じゃ？？何をしよる人じゃ？？

委員

■■■■じゃ。

委員

いや、■■■■じゃ。

委員

青木委員も知らんのに！だーだーだーだー先に行ってじゃで！！おかしいとおもうんじやけど。

委員

前にもこんなことがあて、こういう事は農業委員に言うんじゃなかったかな？

事務局

先週■■■■さんに言いまして！委員さんにお声かけをしてください。と、お伝えはしてたんですけど。

委員

もうあれ、■■■■からはでとんかいな？？

委員

平成17年2月13日売買って

委員

あー■■■■からは■■■■さんになっとんじやな。

委員

じゃけど、これだけは報告事項になってしまうんじやけどな。

委員

これ、■■■■さんも田んぼを原野みたいに埋め上げとったわけじゃろ。高速道路の関係もあったんじやろうけど！無断転用じゃないけど！無断だったんじやろ。これ埋め上げてこの金額じゃろ。

委員

これまでは、畑じゃなかったか？？豊さんが作りよったよ。貸してもらって作りようんじやって。それが勝手に埋められとるはしらなんだな。

委員

あっこ家があったんかな～思って。

委員

別府地区の方の道路の南側でお持ちの土地は埋まってたんです。北側の■■■■さんのここに出てたやつは畑が一部あったと思うんです。

委員

いまさらこんなことしたって。

委員

農業委員のよろしいかの意見が無いとできんのんじゃでな。

委員

そりゃー売買にかかわるけんな。教えて欲しかったな一。

事務局

また、ご本人の方には連絡させていただきます。

委員

これ農地転用をはようしとかないけんなんだんじゃなかったかな。売買じゃで。

委員

売買の契約までかわしてない。

委員

■君は田んぼを買えんのんじゃろ？

事務局

田としては買えません。宅地に転用の場合は購入できます。

委員

質問なんじゃけど、側溝やらなんやらがあるけど、平成9年にもできとるわけじゃが。

事務局

水路は公団がしているはずなんで。

委員

側溝だけじゃな。

委員

認めようがどがえしょうが。どうしよーもないがんな。

委員

お手上げ。

会長代理

お手上げでよろしいですか。

事務局

基本的にはこれだけの書類を出さないと農業委員会に出せないんです。

委員

現況じゃ。

委員

現状は雑種地としてのこちらは、■■■さんとの話しで、■■■くんではないという話しで。

委員

難しいなー■■■さんも。

委員

先にいわないけんは。

前にもこんなことがあったけんな。

事務局

うちとしては、各区長さんに農業委員さんに報告するようには伝えて有るんですが。そこから先は話しているのはわからないですが、従前からはそんなことがあるので、今回■■■君の方からあったので、一応こちらの方から指導させていただきます。経過としてはこんな感じですよ。

会長代理

何らかの形でちょっと地元の話が無いとちょっといけんかな、ということです。よろしいかな。

委員

どうしよーもできん。

会長代理

まーそういうことで！今後気を付けていただきたいと思います。他に何かありますか。

事務局

その他の報告事項としてご説明いたします。

農業振興地域整備計画の農用地の編入・除外に関する意見照会についてです。

本日、お手元にお配りしました資料をご覧ください。

11月9日付け、西産観第262号の通知で、村から委員会に対し、農振地の変更について意見照会が届いております。

一覧表のとおり、大茅地区、中土居地区で除外が2件、谷口地区で編入が1件ございます。

平成30年12月11日に、草刈弘幸会長に同行頂き、現地を確認しており、編入・除外について問題なしとして同日付意見書を回答しておりますので、報告します。

以上です。

会長

よろしいですか。

委員

これ農用地を外すやつか。

事務局

はい。

委員

これはそれぞれ外してもらいたい、入れたいがあるわな。2番目のことは村が買うということか。

事務局

寄付という事です。上側有る宅地、建物と併設している南側有るのを農振除外するってことで、1つのかたまりになってます。村としては農地としては所有が出来ないので、寄付を受けた建物が別の事業で使うと思ひまして、将来的には駐車場もしくは宅地として使いたい。

委員

ここは栗かなんかがうわつとたな。

事務局

角の所に。

委員

あれは駐車場。

事務局

使えたらなと思ひまして。

委員

1番がよ一わからん。

委員

大茅のキャンプ場の所じゃ。

委員

3番は■■■■ちゃんが作りよところか？

委員

そうじゃ。どがいなんかよ一わからん。

事務局

実際一筆になるんですが、3段になってるかんじです。

会長代理

その他おわりですか。

事務局

はい。

会長代理

他にはないですか。それでは今年1年水害で大変な年だったと思います。来年はええ年が来る事を願ひまして今年の農業委員会を終わります。ご苦労様でした。

年 月 日

議事録署名委員

---

議事録署名委員

---